平成20年7月4日 午前9時45分~午前11時50分

- 委員長 今日の進め方ですけど、追加資料の要求をしてますのでその説明をしていただいた後、 これに基づいて確定してよいか、というところまで行きましょう。先ず、医療訴訟の資料請求がありましたので説明お願いします。
- 事務局 お手元のほうに医療訴訟関係の資料をお配りいたしております。一枚目が池友会です。 なお、入院単価の内訳についても事務局として求めておりましたので、これも付いております。2枚目が敬愛会の資料でございます。医療訴訟の件数についてと、これは任意 提出ですが医師の派遣についても付いておりますがこれは委員会の判断にお任せいたします。
- 委員長 訴訟内容は、具体的に書いてありませんので、件数のみで意味づけを皆さんでしますか ね。
- 委員 アクティブにやっているところはどうしても多くならざるを得ないですから、いい加減 にやっているかどうかは評価できないもんですから。
- 委員長 一般的には医療を提供する側は訴訟の多さというのは、アグレッシブな医療をやれば当然起きること、リスクとして。よほど噂のあるところでの訴訟件数の多さであれば、そういう意味づけでよろしいですかね。診療単価、内訳ですね。敬愛会からは出ていましたね。池友会からは初めて出たんですね。敬愛会からは医師派遣についてこういう内容のことが出ています。医師派遣について、池友会が、敬愛会がどういう現実性、実現性があるか。文書だけから意味づけをするとすれば。
- 委員 確約できない点を補うような表現をされていますけれども、確約できないのは確約できない。
- 委員長 そうなんですよね。医師派遣については、確約はできない。
- 委員 表現的に、感触を得てるとのことですから、第三者とすれば弱いかなと思いますね。 事務局 医師派遣について目途が立ちそうだから具体的に出したいと、出してもいいかという問
- 委員長 それはどちらから。

合せがありましたので。

- 事務局 敬愛会からです。どうぞと。期限は切れておりましたが、出していただくのは結構です よと、委員会のほうでどう取り扱われるか分かりませんが、と申し上げました。今回は 具体的に出るかなと思いましたが。どうぞと申し上げておりました。
- 委員長 その結果がこれですね。池友会は個人名は出てますけれども救急に対応できる人物かどうか、敬愛会は協議中であるということで、個人名は出ていない段階ということですね。これで今まで我々が審査に必要な情報ということで要求して出てきたものですけれども、前回移譲後ちゃんと審査対象になっていることを実現する裏付けがある仕組みになっているかどうかと論議しましたが、それは論点整理のところで、メモのようにしておりますが、どのように審査の中にいかすか、あるいは方針の中にいかすかと、いうことの協議をしていきたいと思います。別紙1にありますが、これは論点の骨子ですが、目を通していただきましてどうでしょうか。
- 委員 この場合はあってもなくても、ないに等しいような感じですね。
- 委員長 市のほうとすれば移譲をするときの契約の中に実行性のあること、前回ペナルティーの ことまで話題になりましたが、どこまで準備しておられるんですかね。
- 事務局 今の段階では準備は致しておりません。前回の委員会のほうで新たな条件を付すという ことでしたので、決定されればそれを含めて契約の中にうたい込むということになりま す。
- 委員長 委員会の責任は重いですね。白紙委任みたいな感じですね。例えば、福岡県が県立病院

を民間移譲したときに、5年間は職員を引き受けた場合の給与差額を補填するとしていましたが。福岡県の移譲条件なんかの情報は手にいれられていますか。

事務局 内容は見ていますがそこまで本格的にはつかんでいません。基本的には、職員給与については補填しないという考えです。

委員長 こうやりますということをできなかった場合のペナルティーだとか、市の側が損しないように、市民としても市の財産がそんなに安く払い下げたのかということがないような契約条件というのを明示してもらうことが、今回の選考及び移譲がよかったなというという信任が得られるのではないかと思いますんで。時間はどれくらいあるんですかね。我々が答申を出して移譲契約をするまで。

事務局 短い時間ではございません。十分に議論したうえでしたいと思います。相手先は決める けれど、契約はじっくり協議して決めると。

委員 委員会としての特約、注文といいますかね、市民の目線でガードできるんであれば防波 堤になっておく必要があるのではないかと思いますね。是非そういう意見を尊重する場 を契約にもり込んでいただければと思いますね。

委員長 異論はないですね。これを盛り込めとか、具体性がないから具体的に留意してから契約 をしろとか。

委員 その前に、経営点検表の中で3番目に「医療関係法令について重大な違反事実がある」という有る無しのところがあるんですが、○○を読ませてもらったら、18年の10月に敬愛会さんが書類送検されているんですね。医師とエックス線技師とですね。これはここに抵触しないかなと思いまして。

委員長 どういう内容ですかね。

委員 虚偽のですね、診察をしていない人に対して虚偽の診断書を渡したということで、佐賀 記念病院の男性医師と同僚の男性エックス線技師が書類送検されたと新聞に報道され たと。これは無しとなっていますが有りにすべきではないかと。

委員 無視していいならいいんでしょうが。

委員長 日常診療行為で悪意があるかどうかですね。 委員 これは1から7のどれに該当しますかね。

委員 「医療関係法令について重大な違反事実がある」経営点検表の。

委員 経営点検表は6番ですね。6番目にはいってくるんですね。少し点数を下げてもいいん じゃないかということになるんですね。

委員長 重大かどうかが感心なんですかね。

委員 分かりませんので、これは重大なことなのかなと。一般的には書類送検はとんでもない 話なんで、

委員長 一回で書類送検までいくことは少ないでしょうから、繰り返しあって、指導を県がして、 それでも改善されなかったので書類送検したということが考えられますね。

委員 これだけで重大かどうかは分からないですね。

委員長 問合せは事務局のほうに来ましたか。そういうことがあったけれども我々は無しとした けれどもそれでいいかどうかと。経営点検表に。

事務局 問合せは一切ありませんでした。

委員長 向こうの判断で無しにしたんですね。敬愛会はそういうことを重大だと思っていないと いうことですね。

委員 そういう可能性あると思いますね。重要視していないということですよね。

委員長 書類送検されるような案件でも敬愛会においては重要視されていないという意識があ

委員 評価シートの中で移譲までの医師の派遣計画に実効性があるかというのがありますね。 敬愛会さんは派遣できないとされていました。これをどう判断するかと。

委員長 誠実ですよね。そういう意味じゃ。池友会は駒があるから出しますよ。同意書もとって

ますよ。これよくある形式的なドキュメントですよね。敬愛会の誠実さをどう評価するのか。池友会の押しの強さをどう評価するかですよね。委員会では個人的な申し合わせをしないとなっていますから。私はそういう風に考えていますが。

委員 評価コメントのところですが、私の理解では評価 0, 1以外は書かなくていいと思って いたんですが。

事務局 特に高い点数、特に低い点数はその理由を書いたほうがいいという発言があっておりました。1若しくは5、0ですね。

委員長 5ないしは1をつけないで評価コメントしたものは無視するとしましょうか。集計する ときには、行政文書として残らないようにしてください。

委員長 皆さん気にしておられることは、優先交渉権を与えて交渉して、移譲条件も確定したけれど、誠実に履行しなかった場合、平成22年の2月までは仮免許の状態で、医師派遣もやって、救急医療も医師会からも住民からもよかったねと評判があれば、本契約を22年の3月以降すると、移譲先として確定すると、それまでは仮免許で。可能かどうか。可能かどうか市が考えることですが。委員会として答申に盛り込むというのはどうですかね。仮免と本免。

委員 一番の市民のほうからの関心は、移譲前までも大事だと思うんですね。一番ぴしっとしたものを勧告するという立場で見定めるということですね。

委員長 市民の目線で答申が耐えられるものかどうか。市民が評価してくれるものかどうか。それが一番気になりますね。型どおり点数がつきますのでこちらが最優先というわけには行かないですね。移譲条件の中に盛り込めるかどうか。盛り込んでほしいということであれば盛り込まないといけないですね。

委員 別紙の2の実効性の担保について、我々が引き続いて2年間とか5年間とか評価していくとか、評価委員会なり、監査委員会なり、そういう形のほうがスムーズに行くのではないでしょうか。市のほうも受け入れやすいんではないでしょうか。

委員長 ○○委員どうですか、実効性の担保について、別紙2のほうに書いてある事業評価委員 会を設けて監視体制を作るというのは。

委員 いいと思いますよ。

委員長 市民は納得できそうですか。

委員 はい。

委員 移譲するまでは、重大な違反があったときには契約を取り消せるような条項っているん じゃないかなと。移譲してしまったらそれは取り返しがつかないんで、監視という話に なると思うんですね。重大な違反があったら契約が取り消せるような条項がいると思い ますね。2段階に分けたほうがいい。

委員 移譲してしまうと、所有権を移るわけで口は出せないですよね。

委員 監視委員会を設けて意見を言うのはやったほうがいいですね。

委員 移譲までのプロセスに介入はできると思うんですね。その段階である程度のことを固め させることはできると思いますね。

委員長 医師会も既存の救急医療の住み分けだとか、具体的な地域完結型のそういうものを。

委員 池友会に決まった場合は地域の連携が重要になる。

委員長 敬愛会もジュワーと地域完結型をやっていきましょうという、早いのと遅いのと両極端ですからね。平成 22 年の 2 月までは助走期間として、その間重大な公序良俗ではありませんが違反するような場合は元に戻すと、再公募するという条件を答申の中に盛り込んで市民が安心してくださるように強く答申の中に入れるということでよろしいでしょうか。○○委員(はい)、○○委員(はい)。それを強く、大前提ですねこれは。

委員 移譲後は、拘束力がなくなるわけですが、そのときの運営のあり方について市民に投げ たらどうかと思うんですね。移譲元が病院運営をやりまして、問題が出てくと思うんで すね。それを年に1回か2回、タウンミーティングで直接市民とやり取りしてもらう。 そういう機会を作りなさいと。市民もある程度納得できると思うんですね。意見を言え る場があるから。

委員長 市民病院のイメージを大切にしてもらわないといけないから、移譲後も市民との対話の 場を設けることということを移譲条件の中に入れましょう。

委員 池友会もちょっと入っていましたね。

新行橋病院がそういう形でやっているとかありましたね。 委員

委員 当然武雄のほうもそういう形で、20 人ぐらいの市民の皆さんが集まっておられて年 2 回ぐらいはそういう機会を。

委員 その後気になったことは、市民運動があって病床を200に増やしたということですね。 武雄の場合はそういう狙いではなくて、増床のための市民との話ではないわけですから。 委員

市民病院のイメージを継続してもらうことが大事ですからね。 フォーラムと移譲後も少なくとも5年ないしは10年事業評価委員会を設けて、議会も 委員長

市のほうもモニターできる状況、市民も監視できる状況を移譲条件するということです

事務局 別紙2の(3)で武雄市の課題、市民の課題と分けて書いております。医師会の課題み たいなのはどうなんでしょうか。今回はあまり医師会は関係していなかったもので。

委員長 3回目のときに論議しましよね。医師会はつらいことは市民病院に任せておいて、地域 を守るという発想が弱かった。競争相手が来るからいやだという。何で医師会として引 き受けなかったのか。福岡県は全部医師会が手を上げましたよ。

委員 本当の市民運動ではないんですよ。そこらへんで少し盛り上がったんですが。国から市 民病院に移行するとき医師会は反対したんですよ。

委員 反対したんじゃなくて、医師会病院になることがほとんど決まりだったんですよ。それ がひっくり返ったんですよ。市民のほうが市民病院がいいということで。

委員 委員会に医師会も反対しないような内容でないといけませんね。

委員長 2006 年医療法改正が求めているように、地域完結型医療を作るように医師会、市民の 強力な協力が、協働作業が必要ですね。協議することがなければ、これが骨格に基づい て答申書ができます。委員会終了後どういうスケジュールで見てもらいますか。

この案でした場合のイメージはお持ちしております。今日のご意見を入れながら土・日 事務局 くらいで整理してお渡ししたいと、最終月曜の午前中までに確定させたいと思います。

委員長 月曜日までの居場所を登録しておいてください。誰がどういう修正をしたかも事務局か ら我々のところに流れてくるんですね。月曜日の午前中にこういう形でまとめますとい うことで異論が出ない形で月曜日の午後を迎えるんですね。

事務局 土曜日の夕方には案を出せるようにします。早ければ午前中までに案を出します。

よろしいですか。市長もこれならのめるということも協議されるんですか。 委員長

事務局 市長には雰囲気を伝えております。条件がつくといっております。

委員長 というスケジュールでよろしいですね。

事務局 評価委員会という言葉が出てきていましたが、そのイメージですが、独立行政法人で設 けられている評価委員会のイメージでよろしいわけでしょうか。

法的にはむこうが受け入れないとすれば、終わってしまうわけですね。市民が納得しま 委員長 すかね。

評価委員会を市が設置する、又は一緒に作るにしてもどういう評価委員会にするのか、 事終局 形は独立行政法人のイメージを確認していただきたいと思います。

委員長 医療法人が定款の中に入れさせるというのは。県の指導で入れさせることができますか。 事務局 契約の中にうたいこめば、契約は守る必要がありますから、独立行政法人に準じた評価 委員会制度をうたいこめば契約に基づく実効性はあると思います。

委員長 10年を上限に設けることでどうでしょう。

委員 10年すればですね。

委員 評価委員会は老人福祉の中でありますね。民間の人が入っていますね。行政も入ってい

ますし地域の人も入っていますね。月に1回はやっていますね。評価することによって 透明化できますね。

委員長 福祉のほうでも前例があるのでそれも取り込んで。

事務局 参考にさせていただきたい。

委員長 委員の氏名はいつ頃公表されるんですか。

事務局 マスコミも議会も質問が集中するところだと思います。第1回の委員会で決定されたよ

うにしたいと思います。経済界、医療・福祉界ということになります。

センセーショナルなので、公表時期を誤ると大変なことになりますね。 委員 事務局

委員の皆様方に諮りながら決めたいと思います。

休憩

答申のイメージですけど、今日の議論の分は付け加えて、土曜日の午前中までに出した 事務局 いと思います。1項目目は優先交渉権者、次点者、2点目は、優先交渉権者選定の理由 ということで、良かったところ、差が出た項目などを書くと、3点目に前回から選定条 件の議論があっております。そのことを言って文言整理をしたいと思います。4点目の 実効性の担保でございます。文言整理をしたいと思います。移譲前までの問題、移譲後 の評価委員会の問題、タウンミーティングの問題、10年以上の事業の継続の問題、な どを入れ込みたいと。武雄市への注文となっておりますが、実効性担保の中で書くもの か新たに起こすものか、優先交渉権者への注文とが一緒になっているので、ご意見を伺

いたいと思います。

点数を明記しないということですが。 委員長

事務局 別様で委員長から市長に出していただかないと市長は点数が分からないので。別様でし たいということです。

委員長 委員会での論議した資料は別様にするということを答申書に盛り込むんですかね。

委員 事務局の経験からしてどう考えられてるんですか。

今までの議論の中で次点者の風評被害とか名誉とかを考えると、また議会の議論からい 事務局 くと答申書の写しは議会から提出を求められます。

審査に使った関係書類はこれなんだと、中身の中に点数が入っていると、ここは議論し 事終局 ていただきたい。

委員 オープンにすべきという原則はあるんですが、結果的に次点者に迷惑がかかることがあ るということなんですね。

委員長 市民がどう評価してるかどうかですね。

委員 別様にしても示せといわれれば示さなければいけないわけでしょう。

事務局 情報公開で請求されればしなければなりませんね。

出すほうが市民からの信頼は強くなる。行政文書ですから基準があるはずですよね。一 委員長 言一句の議事録は出さなくてもいい。概要は出さないといけないとか。

事務局 第2回までの議事録がありますが、特定できるものは黒丸をつけてとなります。

委員 議事録も答申につけるんですか。

事務局 つけませんね。

ぎりぎり請求があって出さなきゃいけないレベルのもってどの程度なんでしょうか、次 委員 点のほうの点もですか。

事務局 次点の点数、優先交渉権者の点数も。

7区分ごとのですか。 委員

7区分ごとの全部ですね。この資料が開示請求の対象となりますので、出せないところ 事務局 は黒塗りで出すということになります。皆さんが書いたものを誰が書いたか分からない ように名前だけ消して出すことになります。

委員 次点者の風評被害が一番心配ですね。 委員 透明性の確保は当然心がけていかなければならないし、市民の関心も高いですが、それ とともに経営の独立性、健全性を高めてあげる側面的な配慮もしなければならない。

委員長 応募したところで、こういう準備ができるのが普通じゃない。いいということであれば それも普通じゃない。覚悟しておられるんであれば。でも経営に影響がないわけじゃな い。あんな病院だったのかと。個人情報保護法にかかって消すことは出来るんですか。

事務局 持ち帰って検討しますので次回この件は。

委員長 午前中までのやり取りの中で。

事務局 情報公開条例で不開示情報に当たることがいくらかあります。評価の点数が審議、検討 又は協議に当たるかどうかが議論になってきます。審議していただいている情報とかを 出すことによって特定のものに不利益を与えることも当たります。ですから点数を出す ことによって不利益をこうむることが想定される解釈があるならば不開示情報とする ことができると思います。これに関して不服があれば、相応の情報公開条例に基づく手 続きを踏んでいただき、市の判断が正しかったかどうか判断していただくことになると 思います。

委員長 委員会、不透明性でもって信頼性が下がるということはどうですか。

事務局 確実な審議を行っていただくということをもって、例えば会議録については氏名等は消してから開示する取り扱いをしなければならないと思います。

委員長 2年後には回数とか。

事務局 取り扱いは今後のことになると思いますが、あくまでも審議協議に関することで、率直 な意見交換が行われないことがあれば、出すことはできないと考えます。

委員長 身内では分かるんですが、市民の目線で見て、なるほどと、根拠もなるほどと思ってもらえるかどうかなんで、あまりこの点で不利益を被ることがないようにと配慮が必要であれば、その点で情報開示を公開するということで、この中には関連資料をつけて答申するというのが普通のことになると思います。市長が見るのは答申本文であって、見るか見ないかは市長の判断になって、議会答弁でも市長が判断すべきこと。私は委員の皆さんを守る立場なんで。

事務局 委員さんの立場も守らなければならない。市民が要求しているのにも応えなければならない。その中でどういうところまで出来るのかということ。この委員会の信頼をなくすということも避けなければならないと思います。

委員長 最終的に関連資料をつけて答申するのを管理者がどう使うかは市長に任せると。議事録 を除いたものは全て関連資料として市長に戻すということでどうでしょう。

事務局 答申書一枚それ以外は関連資料と、それをどう取り扱うかは市長に任せると。

委員長 全部明らかにしてしまう懸念があると我々は守られない。次点者は守られないことにな るかもしれない。

委員長 いづれもふさわしい応募者であったと明記して答申すると。後の情報開示は条例もありますし、整理して情報開示し個人情報を保護していただくと事務局と委員会の信頼関係を維持するということでどうでしょうか。

委員 文言ですが、2のところが優先交渉権者となっていますが、「優先交渉権者及び次点者」 と2つを決めたとすべきじゃないですか。選考の結果、次点者も認めたとすべきと思い ますが。

事務局 そうですね。委員長が最後に市長に口頭で、開示については慎重を期すようにと注文を 付けていただければと思います。

委員長 以上のような形で答申原案を作っていただき、委員長と市長との間で口頭申し合わせで もってやるということ、月曜日の午前中までに文章上で修正をお願いし今までの委員会 の総括を行いたいと思います。

委員 5番の実効性の担保というところで、意味が分からなかったんですが、経費負担とありますが、引き続き100%補填かなんかするような感じなので。もうひとつは、最後に

武雄市に対する要望がありますよね。これは別項にしたほうがいいと思うのと、文言が弱いなと思います。評価委員会のところですね。評価委員会の性格を地方独法に準じたとか、性格を出すことと、設置することを望むのではなく「設置するとともに」と強く

書いたほうがいいと思いますね。

委員長 5の後に6を新たに起こして「武雄市の責務」としましょう。

事務局 (土曜日の連絡先について)

プレス発表項目は、今日のレジメを出すんですか。 委員長

事務局 レジメを出します。

皆さんよろしいですね。第4回をこれで終わります。 委員長